

## 貸借対照表

2022年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	25,796	流動負債	10,032
現金及び預金	10,862	支払手形	8
受取手形	343	未払金	4,887
売掛金	12,179	未払費用	2,909
番組勘定	1,662	未払法人税等	1,372
その他	758	未払消費税等	476
貸倒引当金	△ 9	前受金	134
		預り金	161
		役員賞与引当金	81
固定資産	5,168	固定負債	1,108
有形固定資産	2,663	長期預り保証金	13
建物	448	退職給付引当金	1,094
構築物	170		
機械及び装置	1,793		
車両運搬具	4		
工具、器具及び備品	198		
土地	4		
建設仮勘定	45		
無形固定資産	591		
ソフトウェア	539		
電話加入権	15	負債合計	11,140
施設利用権	36	純資産の部	
投資その他の資産	1,912	株主資本	19,824
投資有価証券	36	資本金	100
関係会社長期貸付金	14	資本剰余金	16,595
敷金及び保証金	341	資本準備金	25
繰延税金資産	1,442	その他資本剰余金	16,570
その他	248	利益剰余金	3,128
貸倒引当金	△ 170	その他利益剰余金	3,128
		繰越利益剰余金	3,128
		純資産合計	19,824
資産合計	30,964	負債及び純資産合計	30,964

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

2021年4月 1日から

2022年3月31日まで

科 目	金 額	
		百万円
売上高		52,564
売上原価		29,791
売上総利益		22,773
販売費及び一般管理費		18,794
営業利益		3,978
営業外収益		
雑収入	78	78
営業外費用		
固定資産除却損	2	
雑損失	0	2
経常利益		4,054
特別損失		
貸倒引当金繰入額		11
税引前当期純利益		4,042
法人税、住民税及び事業税	1,400	
法人税等調整額	53	1,453
当期純利益		2,588

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
番組勘定・・・・・・・・・・・・・・・・ 個別法による原価法  
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
  2. 固定資産の減価償却の方法
    - (1) 有形固定資産・・・・・・・・・・・・ 定率法  
(リース資産を除く) 但し、1998年4月1日以降に取得した建物については、主として定額法によっております。  
また、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法によっております。
    - (2) 無形固定資産・・・・・・・・・・・・ 定額法  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
    - (3) リース資産  
所有権移転外・・・・・・・・・・・・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
ファイナンス・リース  
取引に係るリース資産
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金・・・・・・・・・・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 役員賞与引当金・・・・・・・・・・・・ 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金・・・・・・・・・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(18年)による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間(15年～18年)による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
4. 収益及び費用の計上基準  
当社はテレビ放送事業を主な事業としております。主な履行義務は顧客との契約に基づき、視聴者に番組と広告を放送することであり、放送された時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することにしております。これにより、当社の放送関連事業及びその他の事業において、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、従来は総額で収益を認識していましたが、代理人取引として純額で収益を認識する等の変更を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金への影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価は同額の 16 百万円減少しておりますが、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。なお、貸借対照表に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

当該変更による計算書類への影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- |  |      |      |
|--|------|------|
| 1. 当事業年度の末日における発行済株式の数                               | 普通株式 | 100株 |
| 2. 当事業年度の末日における自己株式の数                                |      | — 株  |
| 3. 当事業年度中に行った剰余金の配当                                  |      |      |
| (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額                          |      |      |
| 384百万円(うち基準日が当該事業年度中のもので当該事業年度末日後に行う剰余金の配当額2,329百万円) |      |      |
| (2) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額                |      |      |
| 該当事項はありません。  |      |      |

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。